

# 報道機関配付資料 安城市

件名 令和8年第2回安城市議会定例会提出  
議案等について

---

令和8年5月25日

令和8年第2回安城市議会定例会に提出する議案等については、次のとおりです。

問合せ 安城市役所 行政課法規係

電話（直通） 0566-71-2208



安城市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



安城市LINE  
公式アカウント  
友だち募集中

## 令和8年第2回安城市議会定例会提出議案

議案		
条例改正	7	本
その他議案	5	本
報告		
専決処分	1	本
繰越明許費の繰越し	1	本
予算の繰越し	2	本
経営状況の報告	3	本
同意	2	本
合計	21	本

### 【初日－19本】

#### 条例の改正について

- 安城市税条例の一部改正
- 安城市都市計画税条例の一部改正
- 安城市国民健康保険税条例の一部改正
- 安城市介護保険条例の一部改正
- 安城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
- 安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正
- 安城市消防団員等公務災害補償条例の一部改正

#### その他議案について

- 工事請負契約の変更について
  - 安城こども園中規模及び保全改修主体工事
  - 今池小学校校舎改修第1期及び保全主体工事
  - 安城北部小学校校舎改修第2期及び保全主体工事
- 市道路線の廃止について
- 市道路線の認定について

#### 報告

- 専決処分について
  - 交通事故による損害賠償の額の決定及び和解
- 繰越明許費の繰越しについて
  - 一般会計
- 予算の繰越しについて
  - 企業会計（2会計）
- 経営状況の報告について
  - 安城市土地開発公社
  - 公益財団法人安城都市農業振興協会
  - 公益財団法人安城市学校給食協会

### 【最終日－2本】

#### 同意

- 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 農業委員会委員の任命について

令和8年第2回安城市議会定例会付議案件

仮番	内 容	
1	議案番号	第 号議案
	議案名	安城市税条例の一部を改正する条例の制定について
	摘要	<p>地方税法の改正等に伴うもの</p> <p>1 個人市民税</p> <p>(1) 防衛特別所得税の創設等により、寄附金税額控除の特例控除額及び申告特例控除額について所要の措置が講じられたことに伴い、これらの控除額に係る規定の整理をする。</p> <p>(2) 令和9年1月1日以後に支払われる公的年金等に係る扶養親族等申告書について、所得税における当該申告書の提出義務がない公的年金等受給者のうち、一定の者にその提出を義務づける。</p> <p>(3) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の適用期限を撤廃する。</p> <p>(4) 住宅借入金等特別税額控除の適用期限を令和25年度までに、その適用を受けるために住宅を居住の用に供さなければならない期限を令和12年までにそれぞれ延長する。</p> <p>(5) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例について、次に掲げる土地等の譲渡をした時において、その譲渡をした土地等が地すべり防止区域等の区域内にあるときは、当該特例の適用ができないこととする。</p> <p>ア 開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する一定の土地等の譲渡</p> <p>イ 開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する一定の土地等の譲渡</p> <p>ウ 一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う者に対する土地等の譲渡</p> <p>(6) 当分の間、所得割の納税義務者が、暗号資産に係る特定の行為を業として行う者に対して金融商品取引業者登録簿に登録されている暗号資産等の譲渡等をしたことによる譲渡所得等を有する場合には、他の所得と区分して当該譲渡所得等の合計額の100分の3に相当する金額に相当する所得割を課することとするほか、これに伴う所要の規定の整備をする。</p> <p>(7) 引用する地方税法の条項名を改める。</p> <p>(8) 引用する地方税法施行令の条項名を改める。</p> <p>2 固定資産税</p> <p>(1) 家屋に係る免税点を30万円（現行20万円）に、償却資産に係る免税点を180万円（現行150万円）に引き上げる。</p> <p>(2) 新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に取得された特定再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準を、次のとおりとする。</p> <p>ア 一定の太陽光発電設備、水力発電設備、地熱発電設備及びバイオマス発電設備 その価格の3分の1</p> <p>イ 特定風力発電設備及び特定地熱発電設備 その価格の2分の1</p> <p>ウ 特定水力発電設備 その価格の12分の7</p> <p>(3) 特別特定建築物に該当する家屋のうち、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に政府の補助を受けて建築物移動等円滑化基準又は建築物移動等円滑化誘導基準に適合する改修工事を行った一定のものに係る固定資産税の減額措置について、条例で定めることとされた減額の割合を3分の1とする。</p>

(施行日)

1 (1) (5) (7) 令和10年1月1日

1 (2) から (4) まで及び (8) 令和9年1月1日

1 (6) 規則で定める日

2 (1) 令和9年4月1日

2 (2) 及び (3) 公布の日

摘

要

2

議案番号

第 号議案

議案名

安城市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

摘

要

地方税法の改正に伴うもの

特別特定建築物に該当する家屋のうち、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に政府の補助を受けて建築物移動等円滑化基準又は建築物移動等円滑化誘導基準に適合する改修工事を行った一定のものに係る都市計画税の減額措置について、条例で定めることとされた減額の割合を3分の1とする。

(施行日)

公布の日

仮番	内 容	
3	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>地方税法の改正等に伴うもの</p> <p>1 国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金課税額の創設</p> <p>(1) 子ども・子育て支援納付金課税額は、国民健康保険の被保険者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき、県が算定した標準保険料率を踏まえて定める次に掲げる額の合算額（上限額3万円）とする。</p> <p>ア 所得割額 基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて得た額</p> <p>イ 被保険者均等割額 被保険者1人につき1,200円</p> <p>ウ 18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（納税義務者の世帯に属する18歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以降である被保険者をいう。）1人につき100円</p> <p>エ 世帯別平等割額 1世帯につき700円（特定世帯にあつては350円、特定継続世帯にあつては525円）</p> <p>(2) 子ども・子育て支援納付金課税額に係る減額措置を次のように定める。</p> <p>ア 総所得金額及び山林所得金額の合算額が一定の額を超えない世帯の納税義務者に対して課する被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額並びに世帯別平等割額の減額</p> <p>イ 未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者をいう。）がある世帯の納税義務者に対して課する当該未就学児に係る被保険者均等割額の減額</p> <p>ウ 出産被保険者（出産する予定又は出産した被保険者をいう。）がある世帯の納税義務者に対して課する当該出産被保険者に係る所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額の減額</p> <p>エ 18歳未満被保険者（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者をいう。）がある世帯の納税義務者に対して課する当該18歳未満被保険者に係る被保険者均等割額の減額</p> <p>※アからウまでの減額の割合は、基礎課税額、後期高齢者支援金課税額及び介護納付金課税額に係る同種の減額措置における減額の割合と同様とする。</p> <p>※エの減額の割合は、100%（全額）とする。</p> <p>2 課税限度額の引上げ 基礎課税額に係る課税限度額を67万円（現行66万円）とする。</p> <p>3 減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更</p> <p>(1) 5割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乘ずべき金額を31万円（現行30万5,000円）とする。</p> <p>(2) 2割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乘ずべき金額を57万円（現行56万円）とする。</p> <p>4 引用する地方税法施行規則の条項名の変更 第27条第3項中「第24条の30の5」→「第24条の30の6」</p> <p>(施行日) 公布の日</p>

仮番	内 容	
4	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	安城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>令和8年度分の介護保険料の減免に係る特例を設けるもの</p> <p>第1号被保険者の属する世帯内に、令和7年度及び令和8年度の市民税が課されておらず、令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例により同年度の市民税が課されている者とみなされる者がある場合であって、当該特例が適用されて算定される介護保険料の額が、当該特例が適用されないものとして算定される介護保険料の額を上回る場合は、申請によらず、当該上回る額を減免する。</p> <p>(施行日) 公布の日</p>
5	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	安城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴うもの</p> <p>1 新設された満3歳以上限定小規模保育事業（満3歳以上の保育を必要とする児童のみを対象として行う小規模保育事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を次のように定める。</p> <p>(1) 満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業者をいう。以下同じ。）は、保育内容支援の実施及び代替保育の提供に係る連携施設を適切に確保しなければならない。</p> <p>(2) 満3歳以上限定小規模保育事業の設備及び職員の基準は、小規模保育事業所A型の設備及び職員の基準と同様とする。</p> <p>2 小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型及び保育所型事業所内保育事業所に配置すべき保育士の数の算定に当たり、これらの事業所に勤務する特定理学療法士等（子育てに関する知識及び経験を有する理学療法士等をいう。以下同じ。）を1人に限り、保育士とみなすことができるようにするとともに、当該特定理学療法士等に関する保育の体制に関する基準を次のように定める。</p> <p>(1) 保育士とみなされた特定理学療法士等が保育を行う場合は、当該事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p>(2) 当該事業所に配置すべき保育士の数の算定に当たって保育士とみなされた看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが当該事業所において保育を行う場合は、当該事業所の保育士（(1)の支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p>3 所要の規定の整備をする。</p> <p>(施行日) 公布の日</p>

仮番	内 容	
6	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>子ども・子育て支援法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴うもの</p> <p>1 子ども・子育て支援法の改正に伴い、条例で規定する教育又は保育に係る用語の整理をする。</p> <p>2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、新設された満3歳以上限定小規模保育事業（満3歳以上の保育を必要とする児童のみを対象として行う小規模保育事業をいう。以下同じ。）に係る特定地域型保育事業の運営に関する基準を次のように定める。</p> <p>(1) 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。）に限る。以下同じ。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに子ども・子育て支援法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。</p> <p>(2) 特定地域型保育事業者は、利用定員の総数を超える利用の申込みがあった場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもを優先して選考するものとする。</p> <p>(3) 特定地域型保育事業者は、保育内容支援を実施し、及び代替保育を提供する連携施設を適切に確保しなければならない。</p> <p>3 所要の規定の整備をする。</p> <p>(施行日) 公布の日</p>
7	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	安城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	<p>非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴うもの</p> <p>非常勤消防団員等に係る葬祭補償の定額部分の額を330,000円（現行315,000円）とする。</p> <p>(施行日) 公布の日（令和8年4月1日から適用）</p>

仮番	内 容	
8	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	工事請負契約の変更について
	摘 要	<p>令和8年第1回安城市議会臨時会において議決された工事請負契約の額を変更するもの</p> <p>安城こども園中規模及び保全改修主体工事</p> <p>変更前金額 163,130,000 円</p> <p>変更後金額 163,975,900 円</p> <p>増 額 845,900 円</p>
9	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	工事請負契約の変更について
	摘 要	<p>令和8年第1回安城市議会臨時会において議決された工事請負契約の額を変更するもの</p> <p>今池小学校校舎改修第1期及び保全主体工事</p> <p>変更前金額 382,800,000 円</p> <p>変更後金額 384,727,200 円</p> <p>増 額 1,927,200 円</p>
10	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	工事請負契約の変更について
	摘 要	<p>令和8年第1回安城市議会臨時会において議決された工事請負契約の額を変更するもの</p> <p>安城北部小学校校舎改修第2期及び保全主体工事</p> <p>変更前金額 294,800,000 円</p> <p>変更後金額 297,086,900 円</p> <p>増 額 2,286,900 円</p>

仮番	内 容	
11	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	市道路線の廃止について
	摘 要	<p>県道整備事業に伴うもの</p> <p>廃止 4 路線</p>
12	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	市道路線の認定について
	摘 要	<p>県道整備事業等に伴うもの</p> <p>認定 7 路線</p> <p>廃止及び認定後の市道 4,066 路線</p>
13	議 案 番 号	報告第 号
	議 案 名	専決処分について
	摘 要	<p>交通事故による損害賠償の額の決定及び和解</p> <p>1 損害賠償額 88,000円</p> <p>2 事故内容</p> <p>(1) 発生日時 令和8年3月26日 午前11時30分頃</p> <p>(2) 発生場所 安城市西別所町地内</p> <p>(3) 経 過 上記地内の市道において、公用車が道幅の狭い丁字路を左折するために方向転換をしようとして後ろ向きに進んだところ、当該市道に隣接する相手方宅の花壇に接触したもの</p> <p>3 相手方の損害の程度 花壇の損傷</p> <p>4 過失割合 安城市100% 相手方0%</p> <p>5 専決年月日 令和8年5月14日</p>



50 教育費 スポーツセンター施設管理事業	30 保健体育費	15,000,000	13,434,000
--------------------------	----------	------------	------------

摘  
要

15 議案番号 報告第 号

議案名 予算の繰越しについて

摘  
要

水道事業会計		単位 円	
区分 (款・項) 事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額
4 資本的支出 10 建設改良費 地震防災施設緊急整備事業	161,000,000	0	161,000,000
4 資本的支出 10 建設改良費 配水設備増補改良事業	78,000,000	0	78,000,000
4 資本的支出 10 建設改良費 取水浄水設備増補改良事業	24,000,000	0	24,000,000

16 議案番号 報告第 号

議案名 予算の繰越しについて

摘  
要

下水道事業会計		単位 円	
区分 (款・項) 事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額
4 資本的支出 10 建設改良費 管渠整備事業	240,000,000	0	240,000,000

仮番	内 容									
17	議 案 番 号	報 告 第 号								
	議 案 名	安城市土地開発公社の経営状況の報告について								
摘 要		<p>1 令和7年度事業報告及び決算</p> <p>[事業報告]</p> <p>取得            6,719.58 m<sup>2</sup>      市道新明東栄線他道路用地取得事業用地  659,003,656 円      市道安城横山線道路用地取得事業用地  ※用地費のほか      総合運動公園拡張用地取得事業用地  関連する経費      新規公園用地取得事業（横山町地内）用地  を含む。</p> <p>処分            3,716.04 m<sup>2</sup>      市道新明東栄線他道路用地取得事業用地  133,306,227 円</p> <p>[決 算]</p> <table border="0"> <tr> <td>収益的収入</td> <td>134,958,433 円</td> <td>資本的収入</td> <td>506,534,047 円</td> </tr> <tr> <td>収益的支出</td> <td>135,491,095 円</td> <td>資本的支出</td> <td>738,151,294 円</td> </tr> </table>	収益的収入	134,958,433 円	資本的収入	506,534,047 円	収益的支出	135,491,095 円	資本的支出	738,151,294 円
		収益的収入	134,958,433 円	資本的収入	506,534,047 円					
収益的支出	135,491,095 円	資本的支出	738,151,294 円							
<p>2 令和8年度事業計画及び予算</p> <p>[事業計画]</p> <p>取得            7,810.16 m<sup>2</sup>      市道新明東栄線他道路用地取得事業用地  1,016,675 千円      市道安城横山線道路用地取得事業用地  ※用地費のほか      総合運動公園拡張用地取得事業用地  関連する経費      榎前工業団地造成事業用地  を含む。</p> <p>処分            4,377.47 m<sup>2</sup>      市道御幸本町8号線道路用地取得事業用地  784,178 千円      市道新明東栄線他道路用地取得事業用地  市道安城横山線道路用地取得事業用地  新規公園用地取得事業（横山町地内）用地</p> <p>[予 算]</p> <table border="0"> <tr> <td>収益的収入</td> <td>820,712 千円</td> <td>資本的収入</td> <td>1,003,110 千円</td> </tr> <tr> <td>収益的支出</td> <td>785,329 千円</td> <td>資本的支出</td> <td>1,503,831 千円</td> </tr> </table>	収益的収入	820,712 千円	資本的収入	1,003,110 千円	収益的支出	785,329 千円	資本的支出	1,503,831 千円		
収益的収入	820,712 千円	資本的収入	1,003,110 千円							
収益的支出	785,329 千円	資本的支出	1,503,831 千円							

仮番	内 容																
18	議 案 番 号	報 告 第 号															
	議 案 名	公益財団法人安城都市農業振興協会の経営状況の報告について															
摘 要	<p>1 令和7年度事業報告及び決算</p> <p>[事業報告]</p> <p>デンパーク入園者数</p> <p>令和7年度 504,484人</p> <p>開園以来 15,772,910人</p> <p>(1) 公の施設を活用して、都市と農村との交流の場と機会及び憩いと安らぎの場と機会を提供するとともに、農業を始めとする産業の振興に寄与するための機会を提供する事業（公益目的事業）</p> <p>ア 都市と農村との交流及び憩いと安らぎの場の提供事業</p> <p>イ 都市と農村との交流の機会の提供事業</p> <p>ウ 憩いと安らぎの機会の提供事業</p> <p>エ 農業を始めとする産業の振興に寄与するための機会の提供事業</p> <p>(2) 地域の環境、特性に合う植物の育成研究及び品種改良に関する事業（公益目的事業）</p> <p>ア 地域の環境・特性に合う新品種導入に関する研究</p> <p>イ 地域の環境・特性に合う植物の改良・保存</p> <p>ウ 希少品種及びオリジナル品種の育成・研究</p> <p>エ 特定植物保全拠点園としての植物収集・保全</p> <p>(3) 物品販売に関する事業（収益事業）</p> <p>ア 直営店舗での販売事業</p> <p>イ 販売委託事業</p> <p>(4) 経営を支える人材育成と業務改革（運営管理）</p> <p>ア 経営を支える人材育成</p> <p>イ 業務改革</p> <p>[決 算]</p> <table border="0"> <tr> <td>経常収益</td> <td>842,735,027円</td> <td>経常外収益</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>経常費用</td> <td>846,700,426円</td> <td>経常外費用</td> <td>31,585円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>当期一般正味財産減少額</td> <td></td> <td>3,996,984円</td> </tr> </table> <p>2 令和8年度事業計画及び予算</p> <p>[事業計画]</p> <p>(1) 公の施設を活用して、都市と農村との交流の場と機会及び憩いと安らぎの場と機会を提供するとともに、農業を始めとする産業の振興に寄与するための機会を提供する事業（公益目的事業）</p> <p>(2) 地域の環境、特性に合う植物の育成研究及び品種改良に関する事業（公益目的事業）</p> <p>(3) 物品販売に関する事業（収益事業）</p> <p>(4) 経営を支える人材育成と業務改革（運営管理）</p> <p>[予 算]</p> <table border="0"> <tr> <td>経常収益</td> <td>807,000千円</td> </tr> <tr> <td>経常費用</td> <td>807,000千円</td> </tr> </table>	経常収益	842,735,027円	経常外収益	0円	経常費用	846,700,426円	経常外費用	31,585円		当期一般正味財産減少額		3,996,984円	経常収益	807,000千円	経常費用	807,000千円
経常収益	842,735,027円	経常外収益	0円														
経常費用	846,700,426円	経常外費用	31,585円														
	当期一般正味財産減少額		3,996,984円														
経常収益	807,000千円																
経常費用	807,000千円																

仮番	内 容																
19	議 案 番 号	報 告 第 号															
	議 案 名	公益財団法人安城市学校給食協会の経営状況の報告について															
摘 要	<p>1 令和7年度事業報告及び決算</p> <p>[事業報告]</p> <p>(1) 食育に関する普及啓発及び給食を機会とした食育推進事業</p> <p>ア 食育の普及啓発事業</p> <p>イ 学校教育に関する思い出の作文、絵画・ポスター及びメッセージの募集事業</p> <p>ウ 親子給食調理教室開催事業</p> <p>エ 調理場施設見学・試食会の受入れ事業</p> <p>オ 地元食材の啓発事業</p> <p>(2) 学校給食の調理等に関する事業</p> <p>ア 物資購入事業 市内57校園の児童、生徒、園児等に対する給食の提供に必要な給食用主食及び副食物資を1,263,031,611円で購入した。</p> <p>イ 給食調理事業 北部、中部及び南部学校給食共同調理場において年間3,949,162食分の副食を調理提供した。</p> <p>(3) 公共施設の管理運営事業</p> <p>(4) その他協会の目的を達成するために必要な事業</p> <p>[決 算]</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">経常収益</td> <td style="width: 35%;">2,561,352,602円</td> <td style="width: 15%;">経常外収益</td> <td style="width: 35%;">0円</td> </tr> <tr> <td>経常費用</td> <td>2,561,352,602円</td> <td>経常外費用</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>当期一般正味財産増減額</td> <td></td> <td>0円</td> </tr> </table> <p>2 令和8年度事業計画及び予算</p> <p>[事業計画]</p> <p>(1) 食育に関する普及啓発及び給食を機会とした食育推進事業</p> <p>(2) 学校給食の調理等に関する事業</p> <p>(3) 公共施設の管理運営事業</p> <p>(4) その他協会の目的を達成するために必要な事業</p> <p>[予 算]</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">経常収益</td> <td style="width: 35%;">2,873,803千円</td> </tr> <tr> <td>経常費用</td> <td>2,873,803千円</td> </tr> </table>	経常収益	2,561,352,602円	経常外収益	0円	経常費用	2,561,352,602円	経常外費用	0円		当期一般正味財産増減額		0円	経常収益	2,873,803千円	経常費用	2,873,803千円
経常収益	2,561,352,602円	経常外収益	0円														
経常費用	2,561,352,602円	経常外費用	0円														
	当期一般正味財産増減額		0円														
経常収益	2,873,803千円																
経常費用	2,873,803千円																

仮番	内 容	
20	議 案 番 号	同意第 号
	議 案 名	固定資産評価審査委員会委員の選任について
	摘 要	<p>委員 神谷正文の任期満了（令和8年8月25日）に伴う後任の選任</p> <p>固定資産評価審査委員会委員</p> <p>任期 3年</p> <p>定数 3人</p> <p>要件 安城市の住民、安城市税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者</p>
21	議 案 番 号	同意第 号
	議 案 名	農業委員会委員の任命について
	摘 要	<p>委員の任命について議会の同意を求めるもの</p> <p>農業委員会委員</p> <p>任期 3年</p> <p>定数 14人</p> <p>要件 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者</p>